



「日系定住外国人施策に関する行動計画」の策定について

内閣府定住外国人施策推進室

増加する日系定住外国人

2011年6月に法務省入国管理局が発表したデータによれば、2010年末現在の外国人登録者数は2,134,151人（約213万人）で、わが国総人口の1.67%を占めています。

このうち、ブラジル人登録者数は、約23万人であり、ピーク時である2007年末の約32万人からは約9万人減少していますが、1988（昭和63）年の約4千人と比べると大きく増加しています。また、ペルー人登録者数も、2010年末現在で約5万5千人と、ピーク時の2008年末に比べて約5千人減少しながらも、1988年の約860人と比べると大きく増加しています。

彼らの多くを占めるのは、日本人の子孫としてわが国と特別な関係にあることに着目してその受け入れが認められ、わが国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人およびその家族（以下、これらの人々を「日系定住外国人」という）です。

日系定住外国人は、1988年以降入国が急増し、一定の地域において多数居住することになり、現在では、「出入国管理及び難民認定法」に基づく「定住者」「日本人の配偶者等」などの、身分または地位に基づく在留資格で在留しており、活動に基づく在留資格により入国した人々と異なり活動内容に制限がなく、自由に就労できます。

彼らは、これまでは主として派遣・請負等の雇用形態で製造業などに雇用されており、労働者派遣事業者や請負事業者が生活全般の面倒を見たことにより、日本語を介した日本社会とのかかわりを持たなくても生活が可能であったため、長期にわたり居住しながら日本語能力が不十分な人々も多く見られますが、2008年秋以降の世界的な経済

危機により、従来の形の就労が不可能になり、再就職も難しく、生活困難な状況に置かれる人々が増加しました。

「定住外国人施策推進室」の設置とこれまでの対応

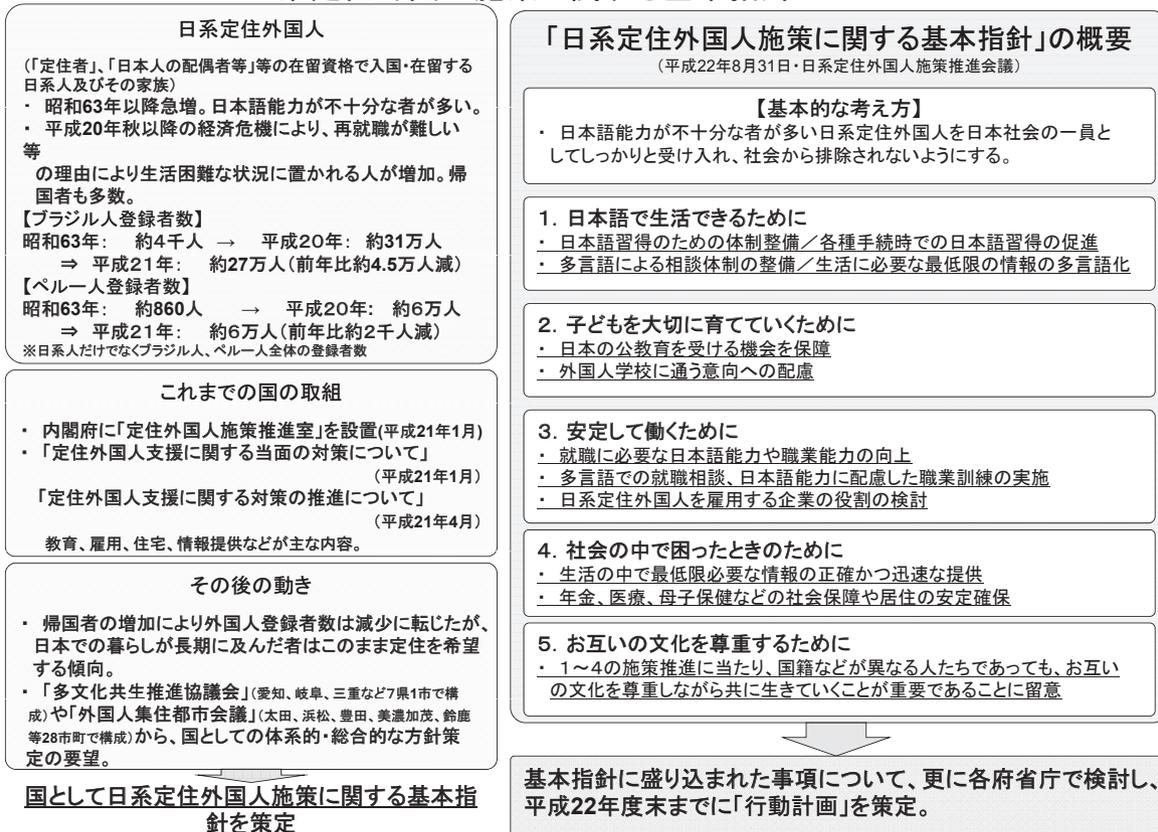
以上のような状況に対応するため、国では、2009年1月に内閣府に「定住外国人施策推進室」を置くとともに、同月に「定住外国人支援に関する当面の対策について」を、同年4月には「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめ、関係省庁が連携して、日系定住外国人の支援に取り組んできました。

こうした中、前述の登録者の推移からもうかがえるように、就職の見込みがない者など日本での生活を断念する人々は相当数帰国したものと思われませんが、日本に残り続けている人々も多数に上っており、日本での暮らしが長期に及んだ人々はそのまま定住を希望する傾向にあります。

国としては、このような状況を踏まえ、日系定住外国人が集住する地方自治体からの要望もあることから、緊急の対策にとどまらない国の体系的・総合的な方針として、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（以下「基本指針」という）を、昨年8月31日に、内閣府特命担当大臣（定住外国人施策）を議長とし、関係省副大臣等により構成される「日系定住外国人施策推進会議」において策定しました。

基本指針では、日系定住外国人施策の基本的な考え方として、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを掲げ、5つの分野について国として今後取り組むまたは検討する事項が盛り込まれてい

日系定住外国人施策に関する基本指針について



国として日系定住外国人施策に関する基本指針を策定

ます。この基本指針を踏まえ、さらに各府省庁で検討を行い、具体的な施策を取りまとめたものとして、本年3月31日に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を日系定住外国人施策推進会議において策定しました。

「日系定住外国人施策に関する行動計画」の概要

「日系定住外国人施策に関する行動計画」は、本年度から3年間を計画期間としており、基本指針にほぼ対応する形で、以下の5つの分野について施策を取りまとめています。

第1は「日本語で生活できるための施策」で、日本語教育の標準的カリキュラム案や教材例のデータベース化・周知、日本語教育事業の実施等について盛り込んでいます。

第2は「子どもを大切に育てていくための施策」で、日本語能力に配慮した指導のための教育課程編成の検討や、プレクラス対応の支援員や就学促進員の配置等による外国人の子どもや親への支援

等を行うこととしています。

第3は「安定して働くための施策」で、労働法令、雇用慣行等の研修(日系人就業準備研修)や日本語能力等に配慮した職業訓練、多言語での就職相談等を実施することとしています。

第4は「社会の中で困ったときのための施策」で、国の制度に関する情報(教育、年金、母子保健等)の多言語化の推進や、地方自治体、NPO、企業等による取組みの奨励等について盛り込んでいます。

第5は「その他」として、地方自治体における自主的な多文化共生の取組みの促進や、在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化等について盛り込んでいます。

行動計画に盛り込まれた施策の推進に当たっては、地方自治体、NPOなどの支援団体等との連携を積極的に図り、地方自治体等の知恵を活かしながら実施していくことが必要となりますので、引き続き、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について

日系定住外国人施策に関する基本指針(H22.8.31 日系定住外国人施策推進会議)

【基本的な考え方】

日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

【今後取組、検討する施策の分野】

①日本語で生活できるために ②子どもを大切に育てていくために ③安定して働くために
④社会の中で困ったときのために ⑤お互いの文化を尊重するために
について、更に各府省庁で検討し、平成22年度末までに「行動計画」を策定。

日系定住外国人施策に関する行動計画の概要

H23～(3年後を目途に見直し)(H23.3.31 日系定住外国人施策推進会議で策定)

日本語で生活できるための施策

- ・ 日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例のデータベース化・周知、各種コンテンツの共有化等
- ・ 「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」の開催
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施(日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティア研修等への支援)
- ・ 「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版等の配布等
- ・ 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進方策の検討

子どもを大切に育てていくための施策

- ・ 外国人児童生徒の教育充実のための具体策(日本語能力測定方法、教員用研修マニュアルの開発、日本語能力に配慮した指導を行うための教育課程編成の検討、指導法や教材の先進事例の情報提供等)
- ・ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(国補助事業)の実施(プレクラス対応の支援員や就学促進員の配置等による外国人の子ども、親への支援)
- ・ 日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、配置の改善を検討
- ・ 認可手続マニュアルの周知による外国人学校の各種学校・準学校法人化の促進
- ・ 外国人の子どもに配慮した中学校卒業程度認定試験の実施
- ・ 在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布
- ・ 「虹の架け橋教室」事業の実施等(不就学の子どもを公立学校への円滑な転入を促進)

安定して働くための施策

- ・ 「日系人就業準備研修」(日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等の研修)の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施
- ・ 多言語での就職相談の実施(ハローワークでの通訳・相談員の配置、ワンストップサービスコーナー運営等)
- ・ 事業主に対する指導の実施、企業の役割についての検討

社会の中で困ったときのための施策

- ・ 国の制度に関する情報(教育、年金、母子保健等)の多言語化の推進
- ・ 公的賃貸住宅等の活用、防災・防犯・交通安全対策、等
- ・ 地方自治体、NPO、企業等による取組の奨励

その他

- ・ 在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

(参考)

- ・ 定住外国人施策推進室ホームページ <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>
(行動計画の概要、本文のほか、当面の対策、対策の推進および基本指針についても掲載。)
- ・ 定住外国人施策ポータルサイト <http://www8.cao.go.jp/teijuportal/jpn/index.html>
(行動計画等について、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語の4言語で掲載。また、東日本大震災の発生を受けて、「東日本大震災に関する情報(リンク集)」「外国語による電話相談一覧」を多言語で掲載。)